

2025（令和 7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（商法）出題の趣旨

〔第 1 問〕

本問は、公開会社における新株発行に関する事例をもとに、募集株式の発行等の効力の争い方を問うものである。募集株式の発行等の効力発生の前か後かによって、適切な争い方（募集株式の発行等の差止め／新株発行無効の訴え）を選択することが求められる。また、本問における募集株式の発行等に法令違反（有利発行であるにもかかわらず株主総会の特別決議が欠けていること）があること、および不公正発行にあたることを指摘し、それを踏まえて差止事由および新株発行無効事由を検討することが求められる。

〔第 2 問〕

本問は、通常の吸収合併においては、略式合併の場合と異なり、合併の対価が著しく不当であることが差止事由とならないとする解釈の実質的根拠を問うものである。略式合併では、特別支配株主の意向に沿って合併対価が定められる結果、少数株主に不利な合併対価が定められる可能性が高い。これに対し、通常の吸収合併では、一般に、互いに独立した当事会社の取締役が各会社の立場で合併対価について交渉し、かつ、利害関係のない株主によって合併対価が承認されることから、合併対価が不当であることを理由として合併に反対する株主に、合併の差止めという手段を認めることが適当でないと考えられていることを指摘することが求められる。